

別表 各種たい肥1tあたりの1年間の窒素有効成分量の目安

種別	有機物名	水分	窒素有効成分量
		(%)	(kg/現物t)
家畜ふん堆肥	牛ふん	50	2
	豚ふん	29	14
	鶏ふん	20	17
木質混合堆肥	牛ふん	58	1
	豚ふん	44	4
	鶏ふん	37	7
その他の堆肥	稲わら	75	1
	剪定くず	64	0
	バーク	61	0
	モミガラ	55	1

※神奈川県「環境保全型農業栽培の手引」（2001年）を参考に作成

第5 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

- 1 たい肥等の有機質資材や肥料等の適切な施用を行うには、有機物含有量等を分析項目に含めた土壌診断が不可欠であるので、農林事務所等は可能な範囲で支援する。
- 2 効率的に病虫害の防除を行うためには、病虫害の診断、発生予察及び防除要否等への素早い対応が必要である。このため、病虫害防除所等は病虫害の診断や発生予察情報の迅速な提供等により支援する。
- 3 肥効調節型肥料には、肥効発現の程度が異なるものが多くあるので、選択に当たっては農林事務所の指導を受けることが適当である。
- 4 性フェロモン剤の効果を高めるため、ほ場がある程度まとまっていることが必要である。また、性フェロモン剤の効果確認と害虫発生状況を把握するため、地域で発生予察を行うことが望ましい。このため、性フェロモン剤の使用にあたっては、病虫害防除所や農林事務所の指導を受けることが望ましい。

附 則

この指針は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年7月27日に一部改正し、平成16年7月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成16年11月1日に一部改正し、平成16年11月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成17年2月28日に一部改正し、平成17年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成18年1月18日に一部改正し、平成18年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成18年5月15日に一部改正し、平成18年7月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成19年1月16日に一部改正し、平成19年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成19年2月27日に一部改正し、平成19年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成20年4月 1日に一部改正し、平成20年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月 1日に一部改正し、平成25年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成26年3月10日に一部改正し、平成26年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成29年3月10日に一部改正し、平成29年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、平成30年3月13日に一部改正し、平成30年4月認定より適用する。

附 則

この指針は、令和2年3月6日に一部改正し、令和2年4月認定より適用する。